

法律顧問契約書

(ビジネスコース・月払い)

(甲)

(乙) 弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

第1条 甲は乙に対し、甲の業務に関して法律上の助言を与える事務（以下、法律事務といいます）を委託し、乙はこれを受託します。

第2条 この契約でいう「法律事務」とは次のとおりです。

- ① 当事務所での対面による法律相談
電子メール、電話、Web 会議システム、ファックスによる法律相談
- ② 契約書（英文契約書を含む）のチェック
※ ①の法律相談は年間 25 件まで（契約書チェックは、日本語は法律相談 2 件、英文は法律相談 3 件としてカウントします）。
- ③ 弁護士名による内容証明郵便の作成・発送 ※ 年間 5 通まで
- ④ EAP（従業員支援プログラム）による従業員の法律相談
- ⑤ 当事務所主催のセミナーへのご招待
- ⑥ 「グリーンリーフ便り」の送信（月 1 回）
- ⑦ 弁護士費用の減額 交渉・調停・訴訟のご依頼を受ける場合、弁護士費用が 10%減額になります。
- ⑧ 顧問契約をしている旨を外部に表示することができます。

第3条 甲は乙に対し、顧問料として月額金 30,000 円（税別）を、毎月末日限り翌月分を振込み（三井住友銀行大宮支店・普通預金・口座番号 7453376・弁護士法人グリーンリーフ法律事務所名義）もしくは、口座振替の方法により支払います。

第4条 甲が乙に対し、第2条に定める「法律事務」の範囲を超えて法律上の処理を委任する時は、第3条に定める顧問料のほかに乙所定の報酬及び費用のお支払いが発生します。ただし、通常の場合より、弁護士費用が10%減額になります。

第5条 本契約の有効期間は、令和●年●●月●●日より、令和●年●●月末日までとし、甲または乙の申し出がない時は、当然に更新されるものとします。更新後の契約期間は1年とします。

第6条 顧問料のお支払いが3ヶ月分ないときは、本契約は当然解除となります。
令和●年 ●● 月 ●● 日

(甲) 所在地

TEL・FAX

メールアドレス

会社名

Ⓔ

(乙) 埼玉県さいたま市大宮区宮町1丁目38番地1 KDX大宮ビル6階

弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

TEL (048) 649-4631 FAX (048) 649-4632

代表者 弁護士 森田茂夫 Ⓔ